



2025 年 7 月 30 日

各 位

東京都新宿区西新宿一丁目26番 2 号
野村不動産ホールディングス株式会社
代表取締役社長 新井 聡

(コード番号：3231 東証プライム)

問い合わせ先 コーポレートコミュニケーション部長 有馬 芳郎

T E L : (03) 3348-8117

役員向け業績連動型株式報酬制度及び従業員向けインセンティブ・プランの継続並びに継続に係る追加信託及び株式取得方法等に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役及び執行役員（監査等委員である取締役及び国内非居住者を除く。）及び一部の当社グループ会社の取締役及び執行役員（社外取締役及び国内非居住者を除く。以下、当社の対象者と合わせて「対象取締役等」という。）の全部または一部を対象とした株式報酬制度である「役員報酬 B I P 信託」について、追加信託する金銭の額及び追加取得する当社株式の取得方法等について決定いたしました。また、当社及び一部の当社グループ会社（以下、「役員報酬 B I P 信託」の対象会社と合わせて「対象会社」という。）の従業員の一部（以下、「対象従業員」という。）を対象とした従業員インセンティブ・プランである「株式付与 E S O P 信託」（以下、「役員報酬 B I P 信託」と合わせて、「本制度」という。）についても、継続すること並びに継続に伴い追加信託する金銭の額及び追加取得する当社株式の取得方法等について決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本制度の詳細につきましては、2018 年 5 月 18 日付「業績連動型株式報酬等の制度導入に関するお知らせ」、2019 年 4 月 25 日付「「株式付与 E S O P 信託」の詳細決定に関するお知らせ」、2021 年 7 月 21 日付「役員向け業績連動型株式報酬制度及び従業員向けインセンティブ・プランの継続並びに継続に係る追加信託及び株式取得方法等に関するお知らせ」、2022 年 5 月 19 日付「業績連動型株式報酬等の制度継続及び一部改定について」及び 2022 年 7 月 28 日付「役員向け業績連動型株式報酬制度及び従業員向けインセンティブ・プランの継続並びに継続に係る追加信託及び株式取得方法等に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 本制度の継続並びに追加信託及び株式取得方法等について

当社は、本日開催の取締役会において、経営計画の目標達成に向けた業績に連動する株式報酬の対象取締役等の経営努力の成果と報酬制度を引き続き連動させること、並びに、業績に連動しない株式報酬の対象取締役等における株主との価値共有意識の向上を図ることを目的として、役員報酬 B I P 信託を継続すること、また、対象従業員における当社グループの中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めることを主たる目的として、株式付与 E S O P 信託を継続することを決定いたしました。

本制度の継続による信託期間延長に伴い、以下の金銭を追加信託し、延長後の対象期間中に交付されることが見込まれる当社株式を株式市場から取得することといたします。

なお、株式の取得時期は、2025 年 8 月 6 日～2025 年 11 月 4 日を予定しております。

〈追加信託額〉

①役員報酬B I P信託	5,917 百万円（予定）（信託報酬及び信託費用を含む）
②株式付与E S O P信託	1,210 百万円（予定）（信託報酬及び信託費用を含む）

※ 上記の追加信託額につきましては、対象期間中に当社及び本制度の対象となる当社グループ会社（以下、「対象子会社」という。）が本制度に係る信託に拠出する金銭の合計を記載しております。役員報酬B I P信託について、対象期間中に当社が当該信託に拠出する金銭の上限及び当該信託から交付等が行われる当社株式等の株式数の上限は、2022 年 6 月 24 日開催の第 18 回定時株主総会においてご承認いただきました、対象期間ごとに16 億 5,000 万円（うち社外取締役については対象期間ごとに1名あたり990万円）及び3,360,000 株（うち社外取締役については対象期間ごとに1名あたり20,150株）より変更はありません。なお、対象子会社の追加や取締役等の増加により、対象期間中に対象子会社が本制度に係る信託に拠出する金銭の上限を増額しております。これにより、株式報酬等の支給対象者全体について、対象期間（3 事業年度）ごとに、信託に拠出する金銭の額の上限は77億6,900万円、交付等が行われる当社株式等の数の上限は15,831,000株（1 事業年度あたりの平均である5,277,000株の2025年6月30日時点の発行済株式総数（自己株式控除後）に対する割合は、約0.60%となります。）を予定しております。

（ご参考）

【信託契約の内容】

	役員報酬B I P信託	株式付与E S O P信託
①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）	
②信託の目的	対象取締役等に対するインセンティブの付与	対象従業員に対するインセンティブの付与
③委託者	当社	
④受託者	三菱U F J 信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	
⑤受益者	対象取締役等のうち、受益者要件を満たす者	対象従業員のうち、受益者要件を満たす者
⑥信託管理人	対象会社と利害関係のない第三者（公認会計士）	
⑦信託契約延長日	2025 年8月 4 日（予定）	
⑧延長後の信託の期間	2018 年9月3日～2030 年8月31 日（予定）	2019 年4月26 日～2031 年8月31 日（予定）
⑨制度開始日	2018 年9月3日	2019 年6月1日
⑩議決権行使	行使しない	
⑪取得株式の種類	当社普通株式	
⑫追加信託の金額	5,917百万円（予定） （信託報酬及び信託費用を含む）	1,210百万円（予定） （信託報酬及び信託費用を含む）
⑬株式の取得方法	株式市場から取得	
⑭株式の取得時期	2025 年8月6日（予定）～2025 年11月4日（予定）	
⑮帰属権利者	当社	
⑯残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。	

（注）上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあるものとします。

以上